

◆石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書

意見案第1号

石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書

じん肺は、わが国最古にして今なお最大の職業病である。じん肺法が制定された1960年（昭和35年）から50年が経過した現在もなお、毎年新たに800名前後の（元）労働者が療養に専念しなければならない最重症のじん肺に認定されている。

かつて多くの炭鉱があった北海道においては、いまなお毎年100名前後の「じん肺要療養患者」が発生している。現在、札幌地方裁判所で「新・北海道じん肺第3陣訴訟」が係争中であり、その患者数は375名に及んでいる。国は、裁判手続きのなかで「消滅時効」を主張してきたが、3月26日の判決ではこの国の主張を退け、国は控訴を断念した。これにより、提訴した原告については基本的に和解による解決がはかられることになる。

炭鉱におけるじん肺被害の発生についての国の責任は、2004年（平成16年）4月27日の「筑豊じん肺訴訟」最高裁判決で動かしがたいものとなっている。

また、トンネル建設工事におけるじん肺被害の発生について、2007年（平成19年）6月17日に、国は全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団・弁護団との「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に調印し、粉じん障害防止規則の改正や積算基準の改正などの対策がすすめられている。この「合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策がもっと強められなければならない。

札幌地方裁判所など全国12地裁で現在係争中の「トンネルじん肺根絶第3陣訴訟」においては、職歴の確定作業をおこなって被告ゼネコンの負担割合を確定することが中心となっている。

じん肺を根絶すること、被害者に適正な賠償をおこなうことは国と加害企業の義務である。そして、もはや被害者に過大な負担を負わせる裁判手続きによる救済ではなく、炭鉱やトンネル工事でじん肺に罹患したすべての被害者を等しく救済する制度を創設すべきである。そして今後も施工されるトンネル建設工事におけるじん肺被害を防止するために、一元的な就労管理、健康管理をおこなうことも必要である。

よって、国においては、下記の制度を創設するよう強く要望する。

記

- 1 炭鉱においてじん肺に罹患した患者を等しく救済する国の制度を創設すること。
- 2 国は、2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づきトンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。
- 3 トンネル建設工事におけるじん肺被害を防止するとともにじん肺に罹患した患者への補償をおこなう基金制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 6月22日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣